広報 あぶらかわ 9月号

～発行～
油川駐在所
℡788－3515
作成：舘山俊吉

キノコ採りの遭難防止

昨年の青森県内のキノコ採り遭難件数は12件12人で、死亡4人、行方不明2人、負傷1人でした。

～キノコ採り遭難を防止するために～

○ 『携帯電話』と『非常食』を持参する。
○ できるだけ2人以上で出かける。

～万一、迷ったら～

○ 日没後は歩き回らず救助を待つ。
○ ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しの良い場所でタオルなどを振って合図する。

～熊にも注意～

○ 熊の出没情報を確認し、音を出しながら歩く。

警察安全相談ダイヤル＃9110

警察では、24時間体制で警察安全相談窓口を開設して対応しており、9月11日を「警察相談の日」として警察の相談ダイヤルを広報しています。

犯罪や事故の発生には至っていないけど、ストーカーやDV、悪質商法、近隣や職場でのトラブルなど、普段の生活の安全や平穏に関わる様々な悩み事や困りごとを抱えていませんか。

そのようなときは、警察相談専用電話＃9110（017－735－9110）に御相談ください。

（どちらも通話料は有料です。）

「110」番は、事件事故の緊急通報の電話です。

自分勝手な理由による《野焼きは止めて》下さい！

廃棄物（ゴミ、枯れ草など）は、燃やした際に悪臭、ばい煙などが発生し、近所迷惑なだけでなく火災の原因となるため野外焼却が原則禁止されています。

野焼きは、風俗慣習上の行事や農作業で直接必要な場合、軽微なたき火など「焼却禁止の適用除外規定」に当たる場合を除き

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反
○ 軽犯罪法違反（火気濫用の罪）

いずれかに該当する違法行為です。

● ゴミを捨てに行くのが面倒だから
● 昔は、どこの家でもやっていたから
● 自分の敷地だからゴミを燃やしても関係ない

等の理由は通用しないので、ゴミは分別して収集所に出して下さい。

住宅密集地で廃棄物を燃やすのは絶対に止めましょう。

秋の全国交通安全運動　平成28年9月21日（木）～9月30日（土）

［交通事故死ゼロを目指す日9月30日（土）］

運動の重点

(1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
(2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
(4) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、運転者だけでなく、車両の提供者や酒類の提供者・車両の同乗者にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転絶対しない・させない」ようお願いします。

回覧												